

第 6 章

實現化方策





6

実現化方策

1 関連計画との連携による都市づくりの推進

1. 立地適正化計画による都市機能と居住の誘導

本町では都市計画マスタープランを踏まえ、「都市再生特別措置法」による立地適正化計画の策定を同時に進めています。(2022年度(令和4年度)末策定予定)

立地適正化計画では、持続可能な集約型の都市構造を実現するために、都市機能を集約する都市機能誘導区域と将来的に人口密度を維持するための居住誘導区域を設定し、都市機能と居住を誘導するための施策を展開します。また、農漁村集落についても維持に努めます。

2. 地域公共交通計画による暮らしを支え利用しやすい公共交通の充実

本町では「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づき地域公共交通計画を策定のうえ、2005年度(平成17年度)よりコミュニティバスの運行を開始し、JR、路線バスとの連携により町内の公共交通網を維持してきました。これまで、住民の移動ニーズや利用状況をふまえて計画の改訂を行い、路線の再編などを行っています。

地域公共交通計画では、今後の人口減少・高齢化の進行をふまえ、地域の暮らしを支え利用しやすい公共交通サービスの充実を図るための施策を展開します。

3. 岡垣町地域強靱化計画による事前防災・減災の取組みの強化

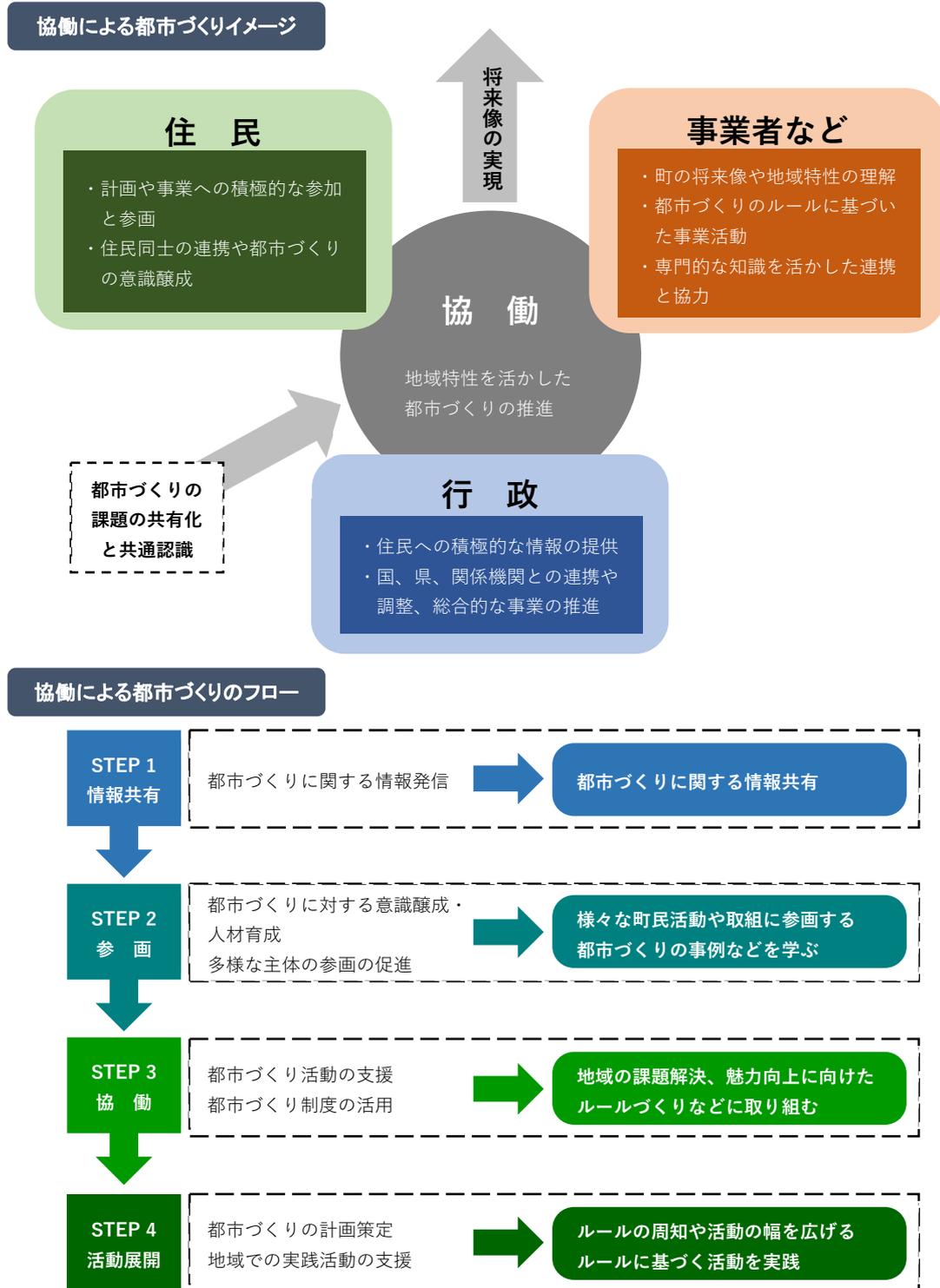
本町では「強くしなやかな国民生活の実現を図るための国土強靱化基本法」による岡垣町地域強靱化計画の策定を同時に進めています。

地域強靱化計画では、本町の災害に対するリスクの特定と脆弱性の評価を行い、災害時に人命の保護と財産・インフラ被害の最小化、災害後迅速な回復ができる都市づくりを目指し、事前防災と減災の観点から施策の展開を図ります。

以上の計画のほか、国土利用計画や公共施設の総合的な管理、空き地・空き家の対策、産業施策や教育・福祉分野の計画など、関連する計画と連携を図りながら都市づくりを推進します。

2 住民と事業者、行政の協働による都市づくりの推進

多様化、高度化した都市づくりのニーズに対してきめ細やかに対応していくため、住民、企業などの団体、そして行政がそれぞれの役割を果たすとともに、お互いが連携し合いながら、協働による都市づくりを進めていきます。





1. 住民への情報発信

(1) 住民・事業者・行政の協力体制の強化

協働の都市づくりを進めていくためには、住民・事業者と、行政それぞれの協力が必要となります。そのため、都市づくりのあらゆる分野において、住民・事業者への情報発信と参加機会の拡大、都市づくりの担い手の育成や活動の支援を行い、連携・協力体制の強化を推進します。

①情報発信と意見聴取、参加機会の拡大

岡垣町第2次都市計画マスタープランの都市づくりの将来像や目標、方針について周知を図ります。

住民・事業者の都市づくりへの理解と協力を促進するため、広報誌やホームページ、SNS など多様な媒体を活用して積極的に情報発信し、アンケート調査や意見募集など幅広く住民・事業者の意見の聴取に努めます。

また、住民・事業者の都市づくりへの参加を促進するために、各種施策の実施に際して説明会や意見交換会、ワークショップなど対話をする機会を増やし、参加機会の拡大と充実に努めます。

②都市づくりの担い手の育成と活動の支援

自治区を始め地域活動団体への加入を促進し、出前講座やワークショップの実施、活動の場の提供などを通じて、都市づくりの担い手となる地域人材の育成に努めます。

また、地域における協働の都市づくり活動に取り組む校区コミュニティの活動及び各種住民団体やNPOなど都市づくり団体の活動を積極的に支援するとともに、団体間の連携・ネットワークの充実に努めます。



都市計画校区別説明会



空き家を購入し公民館に改修
(東高倉区)

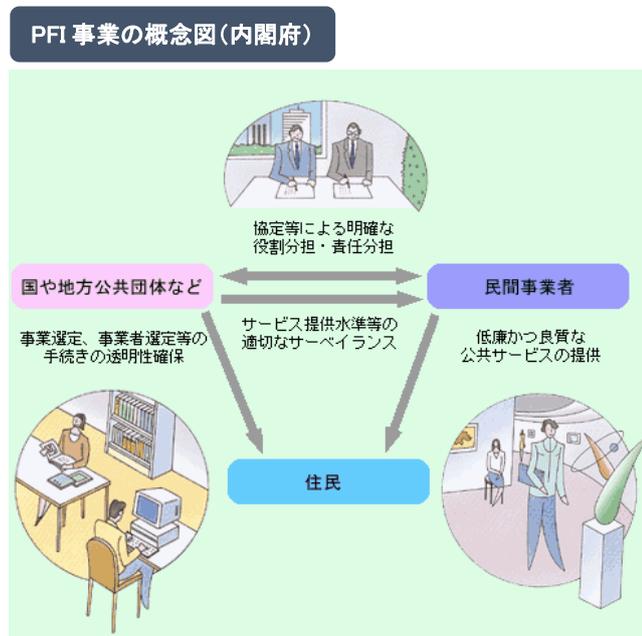
2. 体制や制度の充実

地区計画や都市計画提案制度など住民発意による協働の都市づくり制度について、仕組みや取組み方法の周知に努め、各種制度の活用に努めます。

(1) 公民連携による事業の推進

公民連携（Public Private Partnership）は、行政と民間企業が連携して公共施設の整備や管理など公共サービスの提供を行う仕組みであり、民間企業の知識や技術、資源を活用して公共サービスを実施していくための手法です。指定管理者制度やPFI方式、公設民営方式などが主な手法ですが、公的不動産の活用や市街地開発事業への民間企業の参入なども広義の公民連携と言えます。

本町においては、駅前商業地の再生や空き地、空き家など既存ストックの活用、地域資源を活用した観光・交流の振興など民間企業の活力を活かした公民連携による都市づくり事業を推進します。



(2) 国・県・周辺市町との連携強化

豊かな自然資源の保全や広域的なネットワークの整備、都市機能の連携などにおいて、国・県・周辺市町との連携・協力が必要です。そのため、それぞれの役割分担を明確にし、事業内容の調整や財政面での支援、施設の共同利用などについて、連携・協力を働きかけていきます。

北九州都市圏域における連携中枢都市圏構想など広域的な都市機能の誘導や広域的な連携が必要となる施策については、本町の役割を踏まえながら、都市間での連携により取組みます。

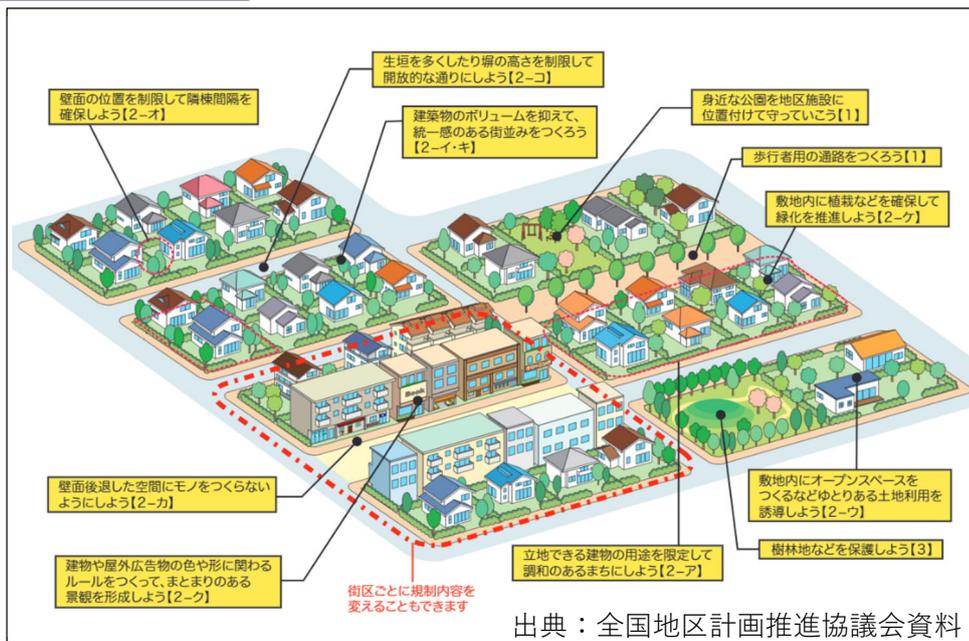
また、福岡県北東部地域の図書館相互利用や広域行政事務組合によるごみ処理、消防、火葬など周辺市町との広域的な連携に取り組めます。



(3) 地区計画制度

地区計画とは、一定のまとまりのある地区において、道路や公園の配置、建物の用途や建て方の基準など、地区の特性に応じたきめ細かな都市づくりのルールを都市計画で定める制度（都市計画法第 12 条の 5）です。住民同士で都市づくりのルールを主体的に検討し、住民の合意が得られた都市づくりのルールを都市計画として策定することができます。

地区計画制度の概要



野間・雨堤地区 地区計画
【計画内容】：地区施設及び用途の制限



野間地区 地区計画
【計画内容】：用途の制限

(4) 都市計画提案制度

都市計画提案制度は、土地所有者、NPO などが一定のまとまりのある地区において、土地所有者の合意を得て、地域地区や都市施設などの都市計画の決定または変更を、本町に提案（都市計画法第 21 条の 2）することができます。本町は、その提案が都市計画マスタープランや都市計画の基準に適合しているか妥当性を検討し、必要に応じて都市計画の決定又は変更を行います。

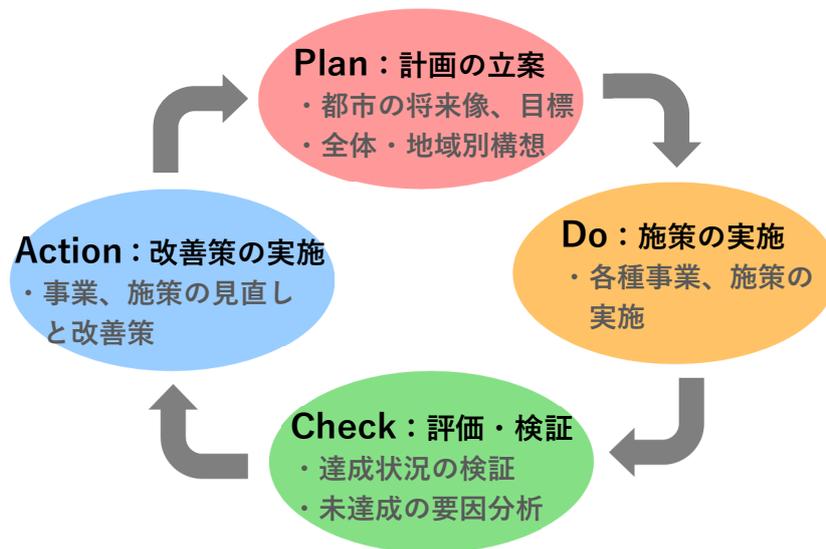
3 都市計画マスタープランの進行管理と見直し

1. 都市計画マスタープランの進行管理

岡垣町第 2 次都市計画マスタープランを着実に実行していくため、施策の進捗状況の管理、事業の効果検証を行いながら目標の達成状況を確認し、必要に応じて適宜改善を行います。

そのため、計画 (Plan) ⇒ 実行 (Do) ⇒ 評価 (Check) ⇒ 改善 (Action) といった次の計画につなげていくための PDCA サイクルに基づく進行管理を進めます。

PDCA サイクルに基づく進行管理



2. 都市計画マスタープランの達成状況の評価・検証

岡垣町第 2 次都市計画マスタープランの評価・検証については、都市計画基礎調査などをもとに人口や土地利用の状況、都市構造の変化を的確に把握し、概ね 5 年サイクルを基本として、達成状況の評価と検証を行います。

達成状況の評価・検証

	2022 年 (令和 4 年)	2027 年 (令和 9 年)	2032 年 (令和 14 年)	2037 年 (令和 19 年)
都市計画 マスタープラン	岡垣町第 2 次都市計画マスタープラン			
立地適正化計画	岡垣町立地適正化計画			
評価・検証	評価・検証	評価・検証	評価・検証	
都市計画 基礎調査	▲ 調査実施	▲ 調査実施	▲ 調査実施	



3. 都市計画マスタープランの見直し

都市計画マスタープランは概ね 20 年の中長期的展望に立って定めた計画であり、現時点において望ましいと考えられる都市づくりの方針と取組むべき施策について定めています。

しかし、今後の社会情勢の急激な変化や都市計画法など法体系の改正、新たな住民ニーズへの対応、上位関連計画との整合などを図るために必要な場合は、本計画の部分的な改定も視野に入れて見直しを行っていきます。

